

別紙 13 参加資格要件

- 1 単独の個人又は法人であること。
- 2 樹木採取権者に選定された際には、樹木採取権の設定後、直ちに（原則として樹木採取権の設定の日に）、別紙 15「樹木採取権運用協定書（案）」の内容で樹木採取権運用協定を締結する旨の誓約書を提出する者であること。
- 3 樹木採取権が設定された際には、別紙 14「樹木採取権実施契約書（案）」に示した内容で樹木採取権実施契約を締結する旨の誓約書を提出する者であること。
- 4 樹木採取権実施契約を締結せずに樹木を採取しない旨の誓約書を提出する者であること。
- 5 法第 8 条の 9 第 1 項第 1 号の事業の基本的な方針その他の申請書の内容が、別紙 11「関東 1 茨城徳田樹木採取区における国有林野の管理経営に関する法律第 8 条の 7 第 5 号の樹木採取権を行使する際の指針」の内容に適合すること。また、申請書の内容に則して事業を行うことの誓約書を提出する者であること。
- 6 樹木採取権を設定する者の選定結果の公表、樹木採取権の設定又は移転の際の樹木採取権者名等の公表並びに樹木採取区管理簿、権利設定料の額及び算定方法、樹木採取権実施契約の締結期間、樹木の採取その他の事業の実施状況等の公表に同意する旨の誓約書を提出すること。
- 7 関東森林管理局の造林事業請負契約の入札において共通して課している以下
(1) から (10) の要件に適合する旨の誓約書を提出すること。
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号（以下「予決令」という））第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

また、予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 契約年度を含む全省庁統一の一般競争参加資格の「役務の提供（その他）」を有している者であること。
 - (3) 契約年度を含む全省庁統一の一般競争参加資格の競争参加を希望する地域において、「関東・甲信越」を選択している者であること。
 - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（契約年度を含む「競争参加者の資格に関する公示」

において、「競争参加者の資格に関する公示」（令和2年3月31日）9（2）に規定する手続きに該当する手続をした者を除く）でないこと。

- （5）契約年度の前年度以前15ヶ年度内に完了した当該事業と同種の事業である「造林（地拵、植付、下刈、つる切、除伐、除伐2類、保育間伐、本数調整伐、衛生伐、素材生産（伐採系の森林整備を含む）等）」を実施した実績を有すること。

また、発注対象事業と同種の事業について、契約年度の前年度及び前々年度の2年間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について（平成20年3月31日付19林国業第244号林野庁長官通知）」による事業成績評定を受けたことがある場合においては、2年間の契約ごとの評定点の合計を契約件数で除した平均点が65点以上であること。

共同事業体構成員として受けた事業成績評定についても含むことができる。

- （6）当該事業に配置を予定する現場代理人にあつては、直接雇用する者であるとともに、同種の事業である「造林（地拵、植付、下刈、つる切、除伐、除伐2類、保育間伐、本数調整伐、衛生伐、素材生産（伐採系の森林整備を含む）等）」に3年以上にわたり従事しており、事業の適正な実施が見込める者であること。

- （7）地拵に係る作業にあつては、「労働安全衛生法等に基づき必要とされている伐木等特別教育終了者（令和2年8月1日以降は、新カリキュラムの特別教育修了者又は旧カリキュラムの特別教育修了者で補講受講者であること）」、「刈払機取扱作業員に対する安全教育修了者」、「車両系建設機械運転技能講習修了者」を有している者を配置できること。

忌避剤散布に係る作業にあつては、①「事業実施箇所の地方公共団体が指定する研修等を受けている者」②「地方公共団体が認定する農薬管理指導士又は農薬適正使用アドバイザー」③「緑の安全管理士」④「技術士（農業部門：自然保護 又は 森林部門：林業）」⑤「樹木医又は松保護士（松保護士は松くい虫防除事業のみ適用）」⑥「上記に準ずると認められる薬剤や病虫害防除に関する資格を有している者」又は適切な研修を受講した者を配置できること。

- （8）契約時に関東森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達）、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」（平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

- （9）以下に定める届出をしている事業者（届出の義務がない者を除く。）であること。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(10) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること（規範の内容に相当する既存の取組を含む）。

備考：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け 解説資料」は林野庁ホームページに掲載

URL：

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkiban.html>

8 公募期間の末日が、国有林野事業の造林請負、生産請負、立木販売又は製品販売に関して、関東森林管理局長から受けた指名停止の期間に当たらないこと。

9 暴力団排除に関する誓約書を提出する者であること。